

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(審査の細目) 第七条 条例第十条第二項の規則で定める細目は、別表第一に定めるとおりとする。</p>	<p>(審査の細目) 第七条 条例第十条第二項の規則で定める細目は、別表第一に定めるとおりとする。</p>
<p><u>(軽微な事項の変更)</u> 第七条の二 条例第十一条第一項ただし書の規則で定める軽微な事項の変更は、災害の防止及び良好な環境の確保に支障のない変更であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 <u>一 開発事業の名称の変更</u> <u>二 工事着手及び完成の予定年月の変更</u> <u>三 前二号に掲げるもののほか、知事が認めるもの</u> 2 前項の軽微な事項の変更をしたときは、大規模土地開発事業計画変更届出書（別記様式第一号の二）によりその旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。</p>	<p><追加></p>
<p>(変更協議書の提出等) 第八条 条例第十一条第二項で準用する条例第九条第一項の規定による変更協議書の提出は、大規模土地開発事業計画変更協議書（別記様式第二号）によるものとする。</p>	<p>(変更協議書の提出等) 第八条 条例第十一条第二項で準用する条例第九条第一項の規定による変更協議書の提出は、大規模土地開発事業計画変更協議書（別記様式第二号）によるものとする。</p>
<p>(審査の基準の細目) 第十三条 条例第十六条第二項の規則で定める細目は、別表第三に定めるとおりとする。</p>	<p>(審査の基準の細目) 第十三条 条例第十六条第二項の規則で定める細目は、別表第三に定めるとおりとする。</p>
<p><u>(軽微な事項の変更)</u> 第十三条の二 条例第十八条第一項ただし書の規則で定める軽微な事項の変更は、災害の防止及び良好な環境の確保に支障のない変更であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 <u>一 開発事業の名称の変更</u> <u>二 工事着手及び完成の予定年月日の変更</u> <u>三 前二号に掲げるもののほか、知事が認めるもの</u> 2 前項の軽微な事項の変更をしたときは、大規模土地開発事業変更届出書（別記様式第五号の二）によりその旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。</p>	<p><追加></p>

<p>(変更承認申請書の提出等)</p> <p>第十四条 条例第十八条第二項で準用する条例第十五条第一項の規定による変更承認申請書の提出は、大規模土地開発事業変更承認申請書（別記様式第六号）によるものとする。</p>	<p>(変更承認申請書の提出等)</p> <p>第十四条 条例第十八条第二項で準用する条例第十五条第一項の規定による変更承認申請書の提出は、大規模土地開発事業変更承認申請書（別記様式第六号）によるものとする。</p>
<p>別表第一（第七条関係）</p> <p>一 条例第十条第一項第一号に掲げる事項に係る細目</p> <p>(一) 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項の規定に基づく地すべり防止区域内の土地に関する事項</p> <p>(二) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の土地に関する事項</p> <p>(三) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地に関する事項</p> <p>(四) 建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第三十九条の規定に基づく災害危険区域内の土地に関する事項</p> <p>(五) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域内の土地に関する事項</u></p> <p>(六) 森林法第二十五条第一項の規定に基づく保安林及び同法第四十一条の規定に基づく保安施設地区内の土地又は当該土地の予定地区内の土地に関する事項</p> <p>(七) (一) から (六) までの土地以外の土地で地形的及び地質的条件等から災害が発生するおそれがあると認められるものに関する事項</p> <p>二 条例第十条第一項第二号に掲げる事項に係る細目</p> <p>(一) 農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第二条の規定に基づく農地等の土地に関する事項</p> <p>(二) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和三十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号の規定に基づく農用地区内の土地及び農用地区域設定予定地内の土地に関する事項</p> <p>(三) 農地転用許可基準の農地の区分に関する事項</p> <p>(四) 森林法第五条第一項の規定により定められた地域森林計画の対象となっている民有林の区域内の土地に関する事項</p> <p>(五) 林業経営に対する公共投資の対象となった土地及び受益地に関する</p>	<p>別表第一（第七条関係）</p> <p>一 条例第十条第一項第一号に掲げる事項に係る細目</p> <p>(一) 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項の規定に基づく地すべり防止区域内の土地に関する事項</p> <p>(二) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の土地に関する事項</p> <p>(三) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地に関する事項</p> <p>(四) 建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第三十九条の規定に基づく災害危険区域内の土地に関する事項</p> <p>(五) <u>宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づく宅地造成工事規制区域内</u> <u>の</u> <u>土地に関する事項</u></p> <p>(六) 森林法第二十五条第一項の規定に基づく保安林及び同法第四十一条の規定に基づく保安施設地区内の土地又は当該土地の予定地区内の土地に関する事項</p> <p>(七) (一) から (六) までの土地以外の土地で地形的及び地質的条件等から災害が発生するおそれがあると認められるものに関する事項</p> <p>二 条例第十条第一項第二号に掲げる事項に係る細目</p> <p>(一) 農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第二条の規定に基づく農地等の土地に関する事項</p> <p>(二) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和三十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号の規定に基づく農用地区内の土地及び農用地区域設定予定地内の土地に関する事項</p> <p>(三) 農地転用許可基準の農地の区分に関する事項</p> <p>(四) 森林法第五条第一項の規定により定められた地域森林計画の対象となっている民有林の区域内の土地に関する事項</p> <p>(五) 林業経営に対する公共投資の対象となった土地及び受益地に関する</p>

事項	事項
<p>別表第三（第十三条関係）</p> <p>一 条例第十六条第一項第一号に規定する基準の細目</p> <p>（一）～（二） 省略</p> <p>（三）河川及び砂防に関する事項</p> <p>イ 河川</p> <p>（イ）開発区域に接続する河川の流下断面は、開発事業に伴って増加する流量を処理できる断面を確保しているものであること。この場合において、現況河川の流下能力等に応じ、必要があると認めるときは、河川改修を施行するものであること。ただし、開発区域内に洪水貯留可能な調整池を設置し、洪水を処理する場合は、この限りでない。</p> <p>（ロ）河川の構造については、原則として、別に定める河川管理基準によるものとし、調整池については、原則として、別に定める大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合は、別に定める防災調節池技術基準）によるものであること。</p> <p>（ハ）～（ヘ）省略</p>	<p>別表第三（第十三条関係）</p> <p>一 条例第十六条第一項第一号に規定する基準の細目</p> <p>（一）～（二） 省略</p> <p>（三）河川及び砂防に関する事項</p> <p>イ 河川</p> <p>（イ）開発区域に接続する河川の流下断面は、開発事業に伴って増加する流量を処理できる断面を確保しているものであること。この場合において、現況河川の流下能力等に応じ、必要があると認めるときは、河川改修を施行するものであること。ただし、開発区域内に洪水貯留可能な調整池を設置し、洪水を処理する場合は、この限りでない。</p> <p>（ロ）河川の構造については、原則として、別に定める河川管理基準によるものとし、調整池については、原則として、別に定める大規模宅地開発に伴う調整池技術基準 _____ _____によるものであること。</p> <p>（ハ）～（ヘ）省略</p>
<p>付表八</p> <p>排水施設設置基準</p> <p>1 計画雨水量の算定は、原則として次式による。</p> $Q = \frac{1}{360} C I A$ <p>Q：計画雨水量（m^3/sec） C：流出係数 I：降雨強度（mm/hr） A：集水面積（ha）</p> <p>2 Iの値は、タルボット式により、その流域の降雨到達時間内の10年確率雨量強度を算出する。ただし、<u>人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率雨量強度を用いることとし、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別な配慮が必要となる重要な保全対象がある場合は、30年確率雨量強度を用いることとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、他の法令と関連がある場合は、法令の基準との調整を行うものとする。</u></p>	<p>付表八</p> <p>排水施設設置基準</p> <p>1 計画雨水量の算定は、原則として次式による。</p> $Q = \frac{1}{360} C I A$ <p>Q：計画雨水量（m^3/sec） C：流出係数 I：降雨強度（mm/hr） A：集水面積（ha）</p> <p>2 Iの値は、タルボット式により、その流域の降雨到達時間内の10年確率雨量強度を算出する。ただし、<u>他の法令と関連がある場合は、法令の基準との調整を行うものとする。</u></p> <p>_____ _____ _____ _____ _____</p> <p><追加></p>

$$I = \frac{a}{t + b}$$

I : 降雨強度 (mm/hr)

t : 流達時間 (min)

a, b : 定数

$$I = \frac{a}{t + b}$$

I : 降雨強度 (mm/hr)

t : 流達時間 (min)

a, b : 定数

改正後

現行

別記様式第1号の2（規格A4）（第7条の2関係）

<追加>

大規模土地開発事業計画変更届出書

年 月 日

群馬県知事 へ

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則第7条の2第2項の規定により、開発事業計画の変更を届け出ます。

1 開発事業の名称及び目的

2 開発区域の位置、区域及び規模

(1) 位置

(2) 区域

(3) 規模

3 変更届出事項

事項	変更前	変更後
1 変更事項		
2 変更理由		

注 開発事業計画協議書に添付した図書に、変更前については黒書、変更後については赤書したものを添付すること。

改 正 後	現 行												
<p>別記様式第5号の2（規格A4）（第13条の2関係） <u>大規模土地開発事業変更届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>群馬県知事 あて</p> <p style="text-align: center;">届出者 <u>住 所</u> <u>氏 名</u> （法人にあつては、その所在 <u>地、名称及び代表者の氏名</u>）</p> <p>群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則第13条の2第2項の規定により、開発事業の変更を届け出ます。</p> <p><u>1 開発事業の名称及び目的</u></p> <p><u>2 開発区域の位置、区域及び規模</u></p> <p>（1） <u>位 置</u></p> <p>（2） <u>区 域</u></p> <p>（3） <u>規 模</u></p> <p><u>3 開発事業の変更事項</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事 項</th> <th style="width: 30%;">変 更 前</th> <th style="width: 50%;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 変 更 事 項</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2 変 更 理 由</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3 承認（変更承認）年月日</u></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日 群馬県指令 第 号</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注 開発事業承認申請書に添付した図書については、変更部分の上段に変更内容を赤書したものを添付すること（図面等については、別葉に変更前後の内容を記載したもので可）。</u></p>	事 項	変 更 前	変 更 後	<u>1 変 更 事 項</u>			<u>2 変 更 理 由</u>			<u>3 承認（変更承認）年月日</u>	年 月 日 群馬県指令 第 号		<p><追加></p>
事 項	変 更 前	変 更 後											
<u>1 変 更 事 項</u>													
<u>2 変 更 理 由</u>													
<u>3 承認（変更承認）年月日</u>	年 月 日 群馬県指令 第 号												

<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。</u></p>	<p><u><追加></u></p>
--	--------------------------